

個人情報ファイル簿の作成と公表について

1 個人情報ファイル簿の作成・公表

(1) 個人情報ファイルとは

個人情報が含まれているデータベースのことを「個人情報ファイル」といいます。データベースには、コンピュータシステムによるもの（電算処理ファイル）と、紙の書類によるもの（マニュアル処理ファイル）があります。

(2) 個人情報ファイル簿とは

それぞれの個人情報ファイルに、どのような項目が含まれていて、業務でどのように利用するかを記載したものを「個人情報ファイル簿」といいます。個人情報ファイルのうち、1,000人以上の情報を含むものについては、個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられます。

2 町田市の作成・公表状況（ホームページ参照）

町田市では2023年4月1日以降、公開準備が整った個人情報ファイル簿から市ホームページに掲載しています。個人情報ファイル簿264件のうち、201件が公表済みです。

※作成・公表の対象外となる個人情報ファイル

- (1) 国の安全、外交上の秘密等の国の重大な利益に関する事項を記録した個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する犯則事件の調査等のために作成した個人情報ファイル
- (3) 職員等の人事、給与等に関する事項を記録した個人情報ファイル
- (4) 試験的に作られた個人情報ファイル
- (5) 既に個人情報ファイル簿により公表されている個人情報ファイルのコピーファイル
- (6) 1年以内に消去される個人情報のみを記録している個人情報ファイル
- (7) 物品・金銭の送付や業務連絡のためのみに利用している個人情報ファイル
- (8) 専ら学術研究のために作成・取得され、利用される個人情報ファイル
- (9) 本人の数が政令で定める数（1,000人）を満たさない個人情報ファイル
- (10) 上記(3)～(9)までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル